

大阪市告示第1702号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市大正区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したことを、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年12月9日

大阪市長 横山英幸

1 委託期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

2 委託先

株式会社パソナ パソナ・大阪

常務執行役員 エキスパート・BPO事業本部

パブリック本部長 松永 早苗

（大正区役所窓口サービス課）